

議案 1

1 届出内容

(届出年月日：令和7年6月3日、条例審議：令和7年4月)

名 称	(仮称) O T T O 南芦屋浜：新設			
所 在 地	芦屋市海洋町4番11号ほか			
設 置 者	株式会社マルハチ			
施設の用途	物品販売店（スーパーマーケットほか）、飲食店ほか			
新設年月日	令和8年2月4日			
店舗面積	3,360 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	10,127 m ² 、5,971 m ² 、13,853 m ²			
用途地域等	第一種住居地域			
営業時間帯	午前8時から午後9時45分まで			
駐 車 場	利用時間帯	午前7時30分から午後10時まで		
	収容台数	211台	夜間利用制限	無
	出入口の数	出入口2箇所		
駐輪収容台数	226台			
荷さばき施設	利用時間帯	荷さばき施設①③④：午前6時から午後10時まで 荷さばき施設②：午前6時から午前8時30分まで		
	面 積	143.0 m ²		
廃棄物等保管容量	21.8 m ³			

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数211台に対し、来客用駐車台数を211台（全体収容台数230台）確保する。

[指針式]

$$3.360 \text{ 千m}^2 \times 999 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.808 \times (0.008 \times \text{併設施設の割合 } 56.5\% \times 100 + 0.90) \approx 211 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

3.360 千m² × 999 人/千m²・日 × ピーク率 14.4% × 分担率 80.0%

÷ 平均乗車人員 2.0 人/台 × (0.008 × 併設施設の割合 56.5% × 100 + 0.90) ≈ 262 台

○ 方面別の来退店経路

商圏（店舗を中心に半径 1.5km）を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 262 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	4,517	32.4	各 85
②	2,880	20.6	各 54
③	903	6.5	各 17
④	114	0.8	各 2
⑤	5,542	39.7	各 104
計	13,956	100.0	各 262

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点 1・2：令和 5 年 4 月 30 日(日)、5 月 15 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 262 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	予測	現況	予測	
地点 1 交差点 (県営南芦屋浜住宅前)	0.291	0.344	0.353	0.407	
平：18 時台	0.438	0.597	0.562	0.720	南流入右左折
休：16 時台	0.055	0.058	0.075	0.077	西流入直進
	0.055	0.057	0.074	0.077	西流入直右
	0.326	0.325	0.370	0.369	東流入左直
	0.081	0.184	0.081	0.185	東流入直進

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	予測	現況	予測	
地点 2 交差点 (市営南芦屋浜団地前) 平：16 時台 休：16 時台	0.118	0.305	0.146	0.330	
	0.201	0.489	0.230	0.488	南流入右左折
	0.082	0.082	0.120	0.130	西流入直進
	0.092	0.257	0.121	0.297	西流入直右
	0.062	0.148	0.071	0.139	東流入左直
	0.063	0.083	0.070	0.116	東流入直進

ウ 無信号交差点における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔地点3交差点：令和5年4月30日(日)、5月15日(月)〕に、新たに発生する自動車台数各 262 台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価。

無信号交差点における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：道路No 2 市道南浜海洋線、従道路：道路No 3 市道海洋4号線)

開店後	道路No 2 → 道路No 3 (地点3交差点来店右折)		道路No 3 → 道路No 2 (地点3交差点退店右折)	
	平日 (17時台)	休日 (16時台)	平日 (17時台)	休日 (16時台)
交通容量	1,110	1,110	605	595
実交通量	70	70	229	257
余裕交通容量	1,040	1,040	376	338
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 ()は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
				環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	1. 2m	住 宅	廃棄物収集作業音 (換気扇)	55 (A類型)	45	45 (A類型)	31
E	1. 2m	住 宅	車両走行音 (換気扇)	55 (A類型)	46	45 (A類型)	31

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 環境基準を下回る。
- 基準値を3 dB以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
a	8. 2m	住 宅	キュービクル	45(第2種)	30
e	1. 2m	住 宅	換気扇	45(第2種)	28

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 規制基準を下回る。
- 基準値を3 dB以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針に基づく必要容量 15. 75 m³を確保する。

必要容量 (m ³)			計画容量 (m ³)
廃棄物の種類	予測排出量	合 計	
紙製廃棄物等	6. 99		
金属製廃棄物等	0. 24		
ガラス製廃棄物等	0. 20		
プラスティック製廃棄物等	6. 80		
生ゴミ等	1. 04		
その他可燃性廃棄物等	0. 48		
		15. 75	21. 8

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断

適

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・駐車場出入口とは別に歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・駐車場出口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・オープン時や多客の予想される繁忙時には、駐車場各出入口に交通誘導員を配置して、歩行者の安全確保に努める。
- ・駐車場出入口①前面の道路は通学路に指定されているため、看板や店内掲示により通学路への注意喚起を行う。

② 防犯・防災対策への協力

- ・要請があれば駐車場を避難所として提供する等検討する。
- ・青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。
- また、必要に応じて警察等の関係機関と連携をとり、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・「芦屋市景観計画」、「芦屋市屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

3 法第8条第1項の規定により芦屋市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【交通・駐車需要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全上、交差点付近の出入口①の右折入庫及び右折出庫を防止するための対策について、市道路管理者と協議を行い、必要な対策等を検討すること。 ・敷地周辺の路上駐輪を防止するための対策を検討すること。 ・当該建設予定店舗周辺道路は、児童が通学路として使用している。下校時間帯（登校時間帯（8時前後）に車の往来が発生する場合は登下校時間帯）に交通誘導員を配置する等、児童の安全確保の対策を行うこと。 	<p>駐車場出入口①には、左折矢印の路面標示や右折入出庫禁止看板の設置、繁忙時の交通誘導員の配置によって、右折入出庫の防止対策に努めます。なお、市道路管理者とは24条協議にて協議済みです。</p> <p>場内には226台の駐輪場を設置する計画であり、不足することはないと考えますが、開業後、路上駐輪が散見されれば、注意喚起を行い抑制に努めます。</p> <p>一旦停止やとまれの路面標示、左右安全確認や通学路注意の喚起看板を設置します。また、繁忙時には交通誘導員を配置し、児童の安全確保に努めます。</p>	設置者の対応は妥当と判断する。
<p>【廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い排出されるごみについては、質や量にかかわらず事業ごみとして、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられるが、事業系一般廃棄物（調理残渣や紙くずなど）は、市の一般廃棄物収集運搬許可業者と収集運搬契約を結ぶ 	<p>施設から発生する廃棄物については、許可業者と契約を結び、適切に処理します。また、産業廃棄物については、産業廃棄物の処理業者へ委託し、適切に処理します。</p>	

<p>か、自身で芦屋市環境処理センターへ持ち込むこと。</p> <p>また、産業廃棄物（金属くず等法令で定められた20種類のごみ）は、芦屋市では処理ができないため、産業廃棄物処理業者への処理依頼を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数のテナントからなる施設については、各テナントの事業活動に伴い排出された廃棄物は各テナント、共有スペースに設置するごみ箱へ出された廃棄物は施設の管理者が排出責任を担う場合が多いが、施設全体のごみ処理に対し、施設管理者が一括して収集の契約を行うことも可能であることを踏まえ、適切に処理すること。 <p>【騒音】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、等価騒音レベルの予測結果が昼間及び夜間の環境基準値を下回っていることから、支障がないと判断する。 <p>【街並み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋市住みよいまちづくり条例において締結した協定書の内容のとおり、建築事業及び宅地開発事業を施行すること。 景観地区内における建築物の計画の認定申請書のとおり施行すること。 	<p>各店舗の廃棄物については、テナント毎に許可業者へ委託し、適切に処理します。</p> <p>—</p> <p>芦屋市住みよいまちづくり条例において締結した協定書の内容を遵守し、計画します。</p> <p>景観地区内における建築物の計画の認定申請書のとおり施行します。</p>	
--	---	--

4 法第8条第2項の規定により芦屋市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置</p> <p>案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に芦屋警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路</p> <p>チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配</p>	<p>案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、出入口付近の見通しが妨げられない場所に設置し、事前に芦屋警察署と調整します。</p> <p>来退店経路及び駐車場利用の案内については、オープン時のチラシ・HP掲載等によって周知します。</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p>	<p>また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。</p>	
<p>4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p>	<p>営業時間中に、荷さばき施設②、③、④を利用する際には、従業員等を配置し安全誘導に努めます。</p>	
<p>5 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配意されたい。</p>	<p>出入口付近には高木を設置しないよう計画します。</p>	
<p>【環境整備課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。 	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断します。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】 道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議を行うこと。</p>	<p>道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【上下水道課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 汚水及び雨水排水処理に当たっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備に当たっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。 	<p>汚水及び雨水排水処理の計画については、市と協議済みです。</p> <p>敷地内には調整池を設けませんが、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合治水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第21条第1項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留・浸透機能を備えることに努められたい。 総合治水条例第21条第2項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は 	<p>敷地内に雨水貯留施設を設けます。</p> <p>また、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>敷地内に雨水貯留施設を設けます。</p> <p>また、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p>	<p>同上</p>

<p>工作物に雨水貯留浸透機能を備えること に努められたい。</p>		
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなって いるので留意されたい。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック＆アドバイス制度を活用されたい。 また、チェック＆アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。 <p>2 緑化</p> <p>環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <p>3 景観及び屋外広告物</p> <p>本事業計画には、景観法、芦屋市都市景観条例及び芦屋市屋外広告物条例が適用される。</p> <p>各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>施設のバリアフリー情報をホームページ等で公表する予定です。</p> <p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック＆アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画します。 なお、建築物等緑化計画届出については手続済みです。</p> <p>景観法、芦屋市都市景観条例、芦屋市屋外広告物条例を遵守します。 なお、各法令の申請については手続済みです。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来店者に安全運転を周知するとともに、学校や教育委員会との協議に基づき通学路注意の看板の設置など歩行者等の安全な通行の確保に努めること。5 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。6 計画された緑化部分について、特にグラスパーキングの生育状況に鑑み、適切な維持管理に努めること。

議案2

1 届出内容

(届出年月日：令和7年5月30日、条例審議：令和7年4月)

名 称	(仮称) ザグザグ加古川北在家店：新設			
所 在 地	加古川市加古川町北在家 2699 番ほか			
設 置 者	株式会社ザグザグ			
施設の用途	物品販売店（医薬品、化粧品等）			
新設年月日	令和8年1月31日			
店舗面積	1,223 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	1,443 m ² 、1,495 m ² 、2,802 m ²			
用途地域等	近隣商業地域、第2種住居地域			
営業時間帯	午前9時から翌午前0時まで			
駐 車 場	利用時間帯	午前8時30分から翌午前0時30分まで		
	収容台数	34台	夜間利用制限	有
	出入口の数	出入口2箇所		
駐輪収容台数	10台			
荷さばき施設	利用時間帯	午前6時から午後10時まで		
	面 積	50.0 m ²		
廃棄物等保管容量	7.33 m ³			

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数34台に対し、来客用駐車台数を34台（全体収容台数35台）確保する。

[指針式]

$$1.223 \text{ 千m}^2 \times 1,063 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 60.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.612 \doteq 34 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

$$1.223 \text{ 千m}^2 \times 1,063 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 60.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \approx 56 \text{ 台}$$

○ 方面別の来退店経路

商圏(店舗を中心に半径 1.0km)を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 56 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	826	8.9	各 5
②	3,655	39.2	各 22
③	315	3.4	各 2
④	2,893	31.1	各 17
⑤	1,617	17.4	各 10
計	9,306	100.0	各 56

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点 1・2・3 : 令和 6 年 11 月 17 日(日)、11 月 18 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 56 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段 : 交差点需要率、下段 : 車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	予測	現況	予測	
地点 1 交差点 (平野西)	0.405	0.408	0.398	0.400	
	0.347	0.347	0.421	0.421	北流入左折
	0.547	0.563	0.686	0.703	北流入直進
	0.066	0.066	0.071	0.071	東流入左折
	0.406	0.406	0.484	0.484	東流入右折
	0.535	0.551	0.459	0.476	南流入直進
	0.286	0.428	0.273	0.441	南流入右折
	0.654	0.654	0.567	0.567	西流入左直
	0.263	0.277	0.261	0.274	西流入右折

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	予測	現況	予測	
地点 2 交差点 (加古川市役所北) 平：17 時台 休：12 時台	0.274	0.289	0.280	0.294	
	0.309	0.327	0.364	0.383	北流入直進
	0.142	0.150	0.217	0.228	北流入右折
	0.310	0.326	0.270	0.285	東流入左直
	0.310	0.326	0.270	0.285	東流入直右
	0.141	0.157	0.068	0.084	南流入左折
	0.268	0.301	0.186	0.219	南流入直進
	0.244	0.255	0.256	0.267	
地点 3 交差点 (小柳公園前) 平：13 時台 休：12 時台	0.374	0.396	0.436	0.459	北流入左直右
	0.214	0.217	0.155	0.158	東流入左直右
	0.280	0.302	0.310	0.332	南流入左直右
	0.153	0.153	0.167	0.167	西流入左直右

ウ 無信号交差点及び駐車場出入口における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔交差点 4：令和 6 年 11 月 17 日(日)、11 月 18 日(月)〕に、新たに発生する自動車台数各 56 台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD 報告書)により評価。

無信号交差点及び駐車場出入口における来退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：道路No 1 市道市役所線、従道路：道路No 2 市道北在家道路 17 号線)

開店後	道路No 1 → 道路No 2 (地点 4 交差点来店右折)		道路No 2 → 道路No 1 (地点 4 交差点退店右折)	
	平日 (17 時台)	休日 (12 時台)	平日 (17 時台)	休日 (12 時台)
	交通容量	860	790	345
実交通量	50	42	120	90
余裕交通容量	810	748	225	269
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(主道路：道路No 2 市道北在家区画道路 17 号線、従道路：出入口 2)

開店後	道路No 2 → 出入口 2 (出入口 2 来店右折)	
	平日 (17 時台)	休日 (12 時台)
交通容量	1,110	1,140
実交通量	19	19
余裕交通容量	1,091	1,121
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 ()は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
			環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
C 7.5m	学校	廃棄物収集作業音 (換気扇)	60 (C類型)	52	50 (C類型)	40

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 環境基準を下回る。
- 基準値を3dB以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
c' 1.5m	学校	自動車走行音	45 (第2種)	45

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 規制基準を下回る。
- 基準値との差が3dB以内であるが、騒音低減に係る対応として駐車場の夜間利用制限及び場内の速度制限を行っており、当該学校は夜間において運営されていないことからやむを得ないものと考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針に基づく必要容量 5.70 m³を確保する。

必要容量 (m ³)			計画容量 (m ³)
廃棄物の種類	予測排出量	合 計	
紙製廃棄物等	2.54		
金属製廃棄物等	0.09		
ガラス製廃棄物等	0.07		
プラスティック製廃棄物等	2.45		
生ゴミ等	0.38		
その他可燃性廃棄物等	0.17		
		5.70	7.33

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- 敷地内には歩行者専用通路を設け、来店車両との歩車分離を図る。
- 多客の予想される繁忙時には、駐車場各出入口に交通誘導員を配置して、円滑な交通誘導と横断歩行者の安全を確保する。
- 駐車場出口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。

② 防犯・防災対策への協力

- 要請があれば駐車場を避難所として提供する等検討する。
- 青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。
- また、必要に応じて警察等の関係機関と連携をとり、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- 「加古川市都市景観条例」、「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。

3 法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界での騒音規制基準を遵守し、周辺生活環境に十分に配慮すること。 なお、規制基準値について、対象地には第2種区域及び第3種区域が当てはめられており、また、学校の周囲50mの区域内であることにより規制基準値から5dBを減じる範囲が含まれるため、留意すること。 近隣住民から公害に関する苦情があれば迅速かつ誠意をもって対応すること。 	<p>周辺生活環境に十分に配慮して店舗運営を行います。 予測地点が学校の周囲50mの区域内にある場合は、規制基準値から5dBを減じて評価を行っています。</p> <p>近隣住民から公害に関する苦情を受けた場合は、迅速かつ誠意をもって対応します。</p>	設置者の対応は妥当と判断する。

4 法第8条第2項の規定により加古川市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通部交通規制課】 <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に加古川警察署長と調整されたい。</p>	案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とします。また、設置については、加古川警察署と調整を行い設定しました。	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p> <p>5 歩道上の植樹 出入口 No 1 からの見通し確保のため、店舗前面歩道上の植樹の撤去及び間引きについて、道路管理者との調整を図られたい。</p> <p>6 周辺地域の生活環境の保持 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通障害が発生した場合は関係機関と協議の上、速やかに必要な対応を講じられたい。</p>	<p>来退店経路及び駐車場利用の案内については、チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して周知します。</p> <p>開店時及び繁忙日においては、店舗出入口に交通誘導員を配置します。 また、開店後の状況に応じて、交通誘導員の配置を適宜行います。</p> <p>営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を行います。</p> <p>出入口 No 1 からの見通しを確保するため、出入口付近の樹木は撤去することで調整済みです。</p> <p>開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認します。 交通障害が発生した場合は、関係機関と協議し、速やかに必要な対応を講じます。</p>	
<p>【環境整備課】</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する際は、加古川市に相談します。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>加古川土木事務所所管内の道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議を行うこと。</p>	<p>接道は市道のみです。</p>	<p>同上</p>
<p>【上下水道課】</p> <p>1 汚水及び雨水排水処理に当たっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。</p> <p>2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備に当たっては、透水性舗</p>	<p>汚水及び雨水排水処理について令和7年6月に協議済です。</p> <p>雨水の流出抑制のため、敷地内に浸透枠を設置します。</p>	<p>同上</p>

<p>装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。</p>		
<p>【総合治水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第21条第1項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 総合治水条例第21条第2項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、同条例第44条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。 	<p>雨水の流出抑制のため、敷地内に浸透枠を設置します。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなって いるので留意されたい。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック＆アドバイス制度を活用されたい。 <p>また、チェック＆アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化</p> <p>環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積</p>	<p>できる限り、バリアフリー情報の公開に努めます。</p> <p>「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定について検討する際は、都市政策班福祉のまちづくり担当者へ連絡します。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例に基づき、必要規模の緑地を整備します。</p> <p>なお、建築物等緑化計画届を令和7年3月10日に提出済みです。</p>	<p>同上</p>

<p>が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <p>3 景観及び屋外広告物 本事業計画には、加古川市景観まちづくり条例及び兵庫県屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>加古川市景観まちづくり条例及び兵庫県屋外広告物条例に基づき、令和7年3月10日に手続済みです。</p>	
---	--	--

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案3

1 基本計画書の内容（提出年月日：令和7年9月5日、根拠規定：条例第3条第1項）

名 称	(仮称) ドラッグコスモス東浦店：新築			
所 在 地	淡路市浦字絵堂 65 番 4 ほか			
事 業 者	株式会社コスモス薬品			
施設の用途	物品販売店（医薬品、化粧品等）			
着工時期、開店時期	令和8年1月頃、令和8年8月頃			
店舗面積	1,309 m ²			
施設面積 (広域土地利用プログラム対象面積)	1,648 m ²			
延べ面積、敷地面積	1,648 m ² 、 4,229 m ²			
用途地域等	非線引き都市計画区域			
営業時間帯	午前9時から午後9時45分まで			
駐 車 場	収容台数	50 台	夜間利用制限	無

2 重要事項

（1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

○ 淡路都市計画マスタープランでは、緑豊かな地域環境の形成に関する条例により定められた「淡路地域環境形成基本方針」の考え方を基本としており、計画地は当該方針における「まちの区域」に該当することから、新たな施設整備に当たっては緑地・オープンスペースを確保するとともに、施設の形態・意匠・色彩等にも配慮した整備を図ることとされている。

当施設は任意で緑化を行うなど当該方針に則り計画している。

○ 淡路市都市計画マスタープランでは、計画地は「都市拠点」及び「商業・業務複合地」に位置付けられており、商業、福祉・医療施設等を適切に誘導するとされている。

当計画は周辺住民の生活に役立つ生活関連の商品を取り扱う商業施設である。

以上により本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 50 台を確保する。

[指針式]

$$1.309 \text{ 千m}^2 \times 1,060.7 \text{ 人}/\text{千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人}/\text{台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.62 \approx 50 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

$$1.309 \text{ 千m}^2 \times 1,060.7 \text{ 人}/\text{千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人}/\text{台} \approx 80 \text{ 台}$$

○方面別の来退店経路

商圏（店舗を中心に半径 2.0km）を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 80 台/h を各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	783	26.8	各 21
②	1,091	37.3	各 30
③	831	28.4	各 23
④	86	2.9	各 2
⑤	136	4.6	各 4
計	2,927	100.0	各 80

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点 1・2：令和 6 年 11 月 24 日(日)、25 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 80 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	予測	現況	予測	
地点 1 交差点 (浦) 平：17 時台 休：11 時台	0.342	0.406	0.327	0.404	
	0.397	0.417	0.394	0.414	北流入左直
	0.027	0.027	0.044	0.046	北流入右折
	0.520	0.544	0.414	0.438	南流入左直
	0.051	0.132	0.111	0.186	南流入右折
	0.163	0.163	0.221	0.221	西流入左直
	0.264	0.272	0.218	0.225	西流入右折
	0.219	0.343	0.319	0.443	東流入左直
	0.151	0.151	0.204	0.204	東流入右折

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線	※最大値
	現況	予測	現況	予測		
地点 2 交差点 (久留麻) 平：17 時台 休：11 時台	0.402	0.416	0.388	0.401		
	0.435	0.454	0.360	0.376	北流入直進	
	0.132	0.140	0.109	0.116	北流入右折	
	0.419	0.437	0.420	0.436	南流入左直	
	0.474	0.478	0.472	0.478	西流入右左折	

(3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

当該大規模集客施設の敷地から概ね 500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 周辺にはサンシャインホール、淡路市役所東浦事務所が位置しているが、それら施設の出入口から店舗駐車場出入口まで 20m以上の離隔を確保しているため、影響はない。

(4) 景観形成に関する事項

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 兵庫県「景観の形成等に関する条例」、兵庫県「屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
 - ・兵庫県「景観の形成等に関する条例」
協議状況：令和 7 年 11 月上旬届出予定
 - ・兵庫県「屋外広告物条例」
協議状況：令和 7 年 12 月頃手続予定
- 兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の「まちの区域」に該当するため、緑化義務はないが、任意で敷地の緑化を行う。
協議状況：届出済み

3 条例第 4 条第 1 項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の 判 断
【淡路市】 <都市計画の観点からの意見> 計画に存する地域は、淡路市都市計画マスター プランにおいて「市街地ゾーン」として位置付けられ、既存の都市機能を強化し、適正な土地利用を規制・誘導し、市街地整備を推進する方針が示されている。 さらに商業・業務複合地として商業施設を誘導し、市民や来訪者が集まる魅力ある市街地の形成を目指していることから、土地利用方針にも沿っており、周辺の居住環境に与える悪影響がなければ特に支障がないものと思われる。	—	—

<その他計画等に対する意見> 意見なし	—	—
<p>【兵庫県警察本部交通部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に淡路警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p> <p>5 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配意されたい。</p>	<p>案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置し、事前に淡路警察署と調整します。</p> <p>来退店経路及び駐車場利用の案内については、オープン時のチラシ・ホームページ掲載等によって周知します。</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>営業時間中に荷さばき施設を利用する際には、従業員等を配置し安全誘導に努めます。</p> <p>出入口付近に高木を設置する計画はありません。</p>	事業者の対応は妥当と判断する。
<p>【地域経済課 商業活性化班】</p> <p>店舗前面道路（国道 28 号）の交通量が多いため、近隣小学校等や大規模公共施設への影響を考慮し、夜間の騒音による苦情対策や交通安全、清掃等に努めること。 また、地元雇用や地元仕入に努めることに加え、地元経済団体との連携、協力について取り組まれたい。</p>	<p>駐車場出入口前は通学路に指定されていませんが、一旦停止や注意喚起看板の設置、繁忙時の交通誘導員の配置を行い、安全確保に努めます。苦情等があれば、解決に向け誠意をもって対応します。</p> <p>また、従業員やパート・アルバイトの採用については、地元の優先雇用に努めます。</p>	同上
<p>【総合農政課 農林水産政策班】</p> <p>施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることのないよう配慮されたい。 なお、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障除去のために措置を講じられたい。</p>	<p>開業後、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう計画します。</p> <p>また、周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じます。</p>	同上

<p>【総合農政課 農地管理調整班】</p> <p>計画区域内に農地が存している場合、事前に、農地法に基づく手続が必要となる。農地の存否は農業委員会が管理する農地台帳でしか確認できないため、事前に淡路市農業委員会宛て確認・協議されたい。</p> <p>なお、施設整備に当たっては、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう留意されたい。</p>	<p>淡路市農業委員会と協議済みであり、現在農地法の手続中です。</p> <p>また、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう計画します。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>道路法の許認可が必要な場合は、洲本土木事務所へ事前に協議を行うこと。</p>	<p>道路法の許認可が必要な場合は、洲本土木事務所へ事前に協議を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合治水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第10条により浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。 同条例第21条第1項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 同条例第21条第2項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、同条例第44条により建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本施設には調整池を設ける予定はありません。しかし、雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。 本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。 建物の外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。 室外機や電気設備は、屋根上に配置し、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。 	<p>同上</p>

<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策</p> <p>施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するため講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなっているので留意されたい。</p> <p>誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック＆アドバイス制度を活用されたい。</p> <p>また、チェック＆アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 景観及び屋外広告物</p> <p>本事業計画には、兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例及び兵庫県屋外広告物条例が適用される。</p> <p>各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>高齢者等が安全かつ快適にご利用いただけます。また配慮の状況を公表するよう努めます。</p> <p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック＆アドバイス制度及び、ひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【近畿地方整備局 兵庫国道事務所】</p> <p>1 施設建設に際し、一般国道 28 号に関する工事を行う必要が生じる場合は、事前に洲本維持出張所長に協議の上、道路法第 24 条の規定に基づく承認を受けること。</p> <p>2 国道上に看板（突出看板）あるいは工事用仮設物（仮囲い等）を設置する必要が生じる場合は、事前に出張所長に協議の上、道路法第 32 条第 1 項の規定に基づく許可を受けること。</p> <p>また、施設建設に伴い上下水道等の道路占用施設の敷地内への国道からの接続（引込管等）が必要な場合については、各施設管理者より道路法第 32 条第 1 項あるいは第 3 項の規定に基づく道路占用許可を受けるよう措置しておくこと。</p> <p>3 施設の雨水排水については、国道の雨水排水施設に流入しないよう措置すること。</p> <p>4 施設の建設工事に際しては、国道施設を損傷しないよう万全の注意をもって行うこと。</p> <p>万一、建設工事に起因して国道施設を損傷したときは、速やかに出張所長に届け出て、その指示を受けること。</p>	<p>兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例及び兵庫県屋外広告物条例を遵守します。</p> <p>また、各申請等必要な手続については、適切に行います。</p> <p>一般国道 28 号に関する工事を行う必要が生じる場合は、事前に洲本維持出張所長と協議し、道路法第 24 条の規定に基づく承認手続を行います。</p> <p>国道上に看板（突出看板）あるいは工事用仮設物（仮囲い等）を設置する必要が生じる場合は、事前に出張所長と協議し、道路法第 32 条第 1 項の規定に基づく許可手続を行います。</p> <p>上下水道等の道路占用施設の敷地内への国道からの接続（引込管等）が必要な場合については、各施設管理者より道路法第 32 条第 1 項あるいは第 3 項の規定に基づく道路占用許可を受ける手続を行います。</p> <p>敷地内の雨水については、国道の雨水排水施設へ流入しないよう計画します。</p> <p>施設の建設工事に際しては、国道施設を損傷しないよう万全の注意を払って作業します。</p> <p>万一、建設工事に起因して国道施設を損傷したときは、速やかに出張所長に届け、指示に従います。</p>	<p>同上</p>

<p>5 建設工事に係る工事車両等による国道の渋滞その他の交通障害が生じないよう万全の措置を講じること。</p> <p>また、必要に応じ交通誘導警備員等を配備し、歩行者等への安全対策についても万全を期すること。</p>	<p>建設工事中、出入口には適宜、誘導員を配置します。</p> <p>また、開業後についても、オープン時や繁忙時には交通誘導員を配置し、スムーズな入出庫と、歩行者等の安全確保に努めます。</p>	
---	---	--

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見（案）

知事の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。 4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。 6 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮するなど、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。